

路上等障害物による 通行の障害の防止に関する条例

■目的

路上等障害物による通行の障害を防止するために、区長及び区民等の責務を明らかにし、区民等が公共の場所を快適に通行することができるようにすることを目的とします。

■区長の責務

警察署や関係行政機関、地域団体と連携し、この条例の目的を達成するための施策を推進します。

■区民等の責務

区民や事業者（店舗等）は路上等に障害物となる看板や商品陳列台などの物件を設置し、または放置してはなりません。

■指導

区長は路上等障害物を設置・放置した者に対し、これを除去するよう指導ができます。

■勧告

区長は指導を受けた者が路上等障害物を設置・放置しているときは、直ちに除去するよう勧告ができます。

■除去・一時保管

勧告を受けた者が路上等障害物を除去していない状態にあると認めるときは、区長はこれを除去し、一時保管する措置をとることができます。

※ 勧告の際に、今後路上等障害物を繰り返し設置・放置し、除去していない状態と認められるときは区がこれを除去することについて、同意を求めます。

安全で安心して歩ける道路環境をみんなで一緒につくりましょう。
ご協力をお願いいたします。

路上等に看板や商品陳列台などの物件を許可なく設置・放置すると通行の障害となり、歩行者や自転車がぶつかり怪我をしたり、緊急車両が通行できなくなるおそれがあるなど、大変迷惑です。路上等障害物を**設置・放置しない**ようにしましょう。



路上等障害物を発見した時は指導・勧告します 繰り返される場合は、区が除去・一時保管します

路上等障害物を設置・放置した者に対して、これを除去するよう指導・勧告します。

路上等障害物が繰り返し設置・放置され、除去していない状態にあると認めるときは、**区がこれを除去・一時保管**します。

一時保管の間に、敷地内のスペースでの設置方法などを検討してください。

指 導

勧 告

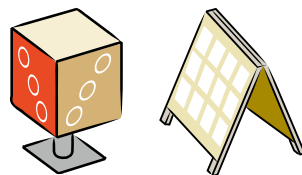
除去・一時保管

※ 勧告の際に、今後路上等障害物を繰り返し設置・放置し、除去していない状態と認められるときは区がこれを除去することについて、同意を求めます。

路上等障害物とは

公共の場所の適正な利用を阻害するもので容易に移動させることができるもの

- (例)
- 路上に置かれた看板など
 - 路上に置かれた商品陳列台
 - 家の前などの路上に置かれた植木鉢やプランター



道路上に看板など物件を許可なく設置する行為は法令で禁止されています

- | | | | |
|-------------|--------------------------------------|---|-----------------------------------|
| ■道路法 | 第32条 (道路の占用の許可)
第43条 (道路に関する禁止行為) | → | ※罰則 (第102条)
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| ■道路交通法 | 第76条 (禁止行為)
第77条 (道路の使用許可) | → | ※罰則 (第119条)
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 |
| ■東京都屋外広告物条例 | 第6条10号 (禁止区域) | → | ※罰則 (第71条)
5万円以下の過料 |

そで看板や壁面看板は許可を受けて設置することができます

建物から突き出して設置する「そで看板」や「壁面看板」は、道路法・東京都屋外広告物条例の基準を満たし、許可を受ければ設置することができます。設置を検討している方は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先
新宿区みどり土木部土木管理課占用係
TEL 03 - 5273 - 3574 (区役所本庁舎 7階)

